

資料等

関係法令

◎ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（事務の委任等）

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。

四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

五 次条の規定による点検及び評価に関すること。

六 第二十七条及び第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第一項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

4 教育長は、第一項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第一項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

（平一一法八七・平一九法九七・平二四法六七・一部改正、平二六法七六・旧第二十六条繰上・一部改正）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

（平一九法九七・全改、平二六法七六・旧第二十七条繰上・一部改正）

◎ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について（通知）（抜粋）（19文科初第535号 平成19年7月31日 文部科 学事務次官通知）

第一 改正法の概要

1 教育委員会の責任体制の明確化

(3) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価

教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないこととしたこと。点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとしたこと。（法第27条 ※現第26条（平成27年4月1日改正））

第二 留意事項

1 教育委員会の責任体制の明確化

(3) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価

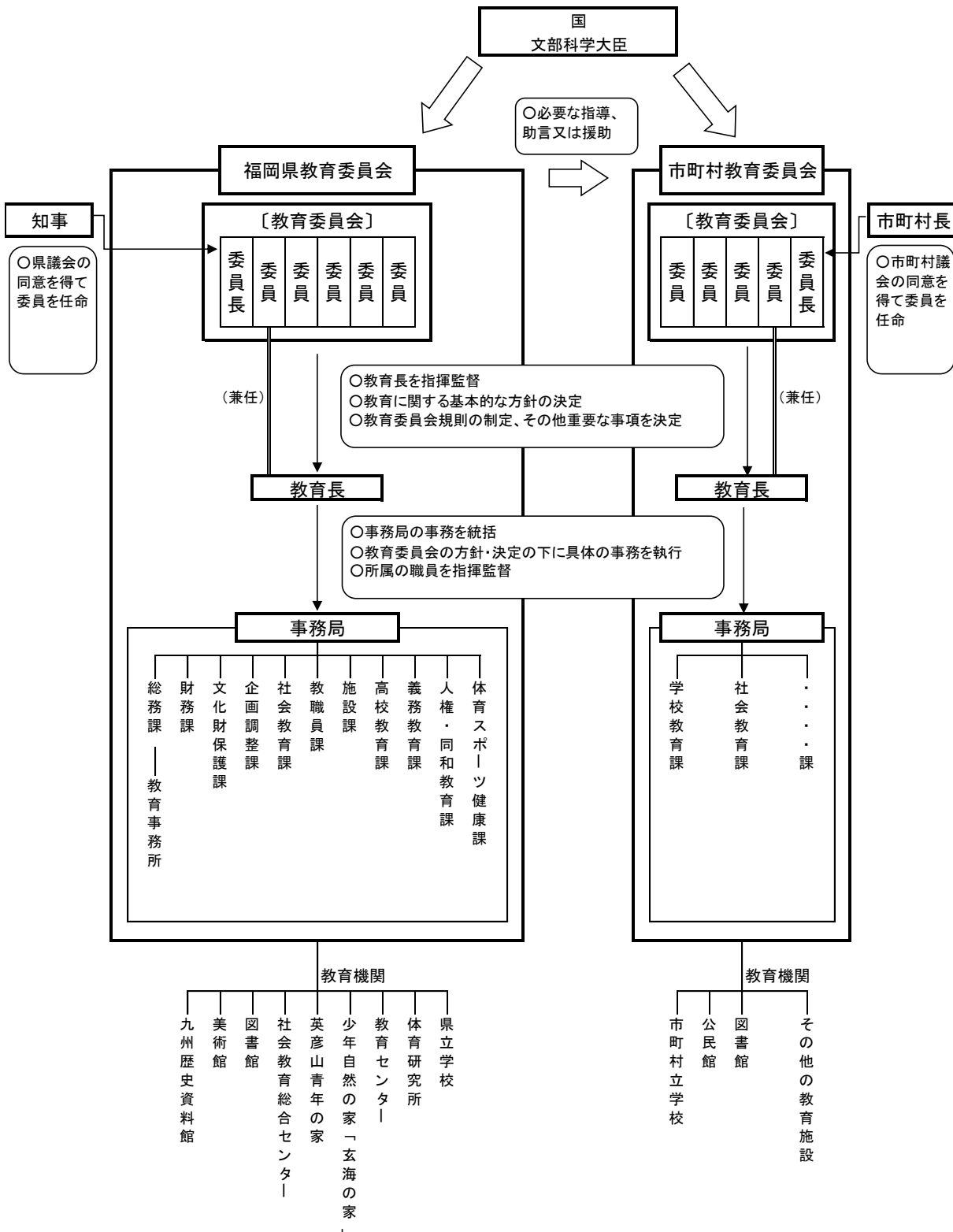
① 今回の改正は、教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていく趣旨から行うものであること。

② 現在、すでに各教育委員会において、教育に関する事務の管理及び執行の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を議会に報告するなどの取組を行っている場合には、その手法を活用しつつ、適切に対応すること。

③ 点検及び評価を行う際、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることについては、点検及び評価の客観性を確保するためのものであることを踏まえ、例えば、点検及び評価の方法や結果について学識経験者から意見を聴取する機会を設けるなど、各教育委員会の判断で適切に対応すること。

福岡県教育行政の仕組み

平成29年 5月 1日現在



福岡県内学校数等一覧

平成29年5月1日現在

学 校 種 別	設置者		学校数		学級数	児童・生徒数			教員数（本務者）			職 員 数	
			本校	分校		計	男	女	計	男	女		
幼 稚 園	計		455	1	2,841	62,895	32,083	30,812	4,978	352	4,626	836	
	国		1		3	49	22	27	6	1	5		
	公		46		145	2,826	1,452	1,374	258	13	245	17	
	私		408	1	2,693	60,020	30,609	29,411	4,714	338	4,376	819	
小 学 校	計		742	6	11,249	278,932	142,545	136,387	16,838	5,796	11,042	2,932	
	国		3		43	1,292	650	642	62	45	17	8	
	公		730	6	11,118	275,145	140,930	134,215	16,616	5,681	10,935	2,881	
	私		9		88	2,495	965	1,530	160	70	90	43	
中 学 校	計		365	3	4,684	136,806	69,633	67,173	9,763	5,322	4,441	1,333	
	国		3		30	1,091	542	549	55	36	19		
	公	小計	335	3	4,424	128,543	66,039	62,504	9,218	5,014	4,204	1,243	
		県	4		30	1,188	503	685	59	37	22	4	
		市町村 組合	331	3	4,394	127,355	65,536	61,819	9,159	4,977	4,182	1,239	
	私		27		230	7,172	3,052	4,120	490	272	218	90	
高 等 学 校	全 日 制	計	161		1,931	127,199	64,071	63,128	8,214	5,447	2,767	1,828	
		公	小計	101		1,931	73,660	36,836	36,824	5,126	3,322	1,804	1,211
			県	92		1,756	66,993	34,295	32,698	4,607	3,010	1,597	1,125
			市町村 組合	9		175	6,667	2,541	4,126	519	312	207	86
			私	60			53,539	27,235	26,304	3,088	2,125	963	617
	定 時 制	計	21	2	168	3,230	1,697	1,533	349	249	100	57	
		県	21		157	3,114	1,622	1,492	320	231	89	54	
		市町		2	11	116	75	41	29	18	11	3	
	通 信 制	計	6			3,158	1,749	1,409	63	42	21	15	
		県	1			1,262	618	644	26	18	8	5	
		私	5			1,896	1,131	765	37	24	13	10	
	専 攻 科	計	12			957	120	837					
		県	2			54	46	8					
		私	10			903	74	829					
中 等 教 育 学 校	計	2		24	705	318	387	59	41	18	14		
	県	1		18	624	280	344	49	37	12	10		
	私	1		6	81	38	43	10	4	6	4		
特 別 支 援 学 校	計	38		1,424	5,945	3,834	2,111	3,178	1,203	1,975	505		
	県	20		681	2,923	1,845	1,078	1,569	659	910	329		
	市	18		743	3,022	1,989	1,033	1,609	544	1,065	176		

福岡県行政資料	
分類記号 IA	所属コード 2120212
登録年度 30	登録番号 0002



^{きた}
"鍛えて、ほめて、伸ばす! 子どもの可能性"

^{きた}
～「鍛ほめ福岡メソッド」展開中～

問い合わせ先：福岡県教育庁教育総務部総務企画課

電話 092-643-3882（教育政策推進室）

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>